

国立療養所星塚敬愛園将来構想（改訂版）



（開園当時）



（平成 27 年当時）

令和 5 年 9 月
星塚敬愛園将来構想実現に向けた協議会

【 目 次 】

[序 章]

はじめに	1
------	---

[将 来 構 想]

将来構想体系図	2
I 医療・看護・介護	3
II 共生	5
III 啓発	7

はじめに

平成 21 年に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」に基づいて、国立療養所星塚敬愛園では入所者自治会や鹿屋市、鹿児島県等の関係機関や関係者による「星塚敬愛園の将来を考える会」を平成 21 年 8 月に立ち上げました。本会は、「入所者が尊厳を持って一生を終えることができ、地域住民との交流活動が促進されるような敬愛園の将来構想について、検討を行う（規約第 2 条）」ことを目的として設立されました。その後、入所者の方へのアンケートや地域住民の意向調査等を踏まえて、平成 22 年 6 月開催の「星塚敬愛園の将来を考える会」において、

1. 医療・看護・介護
2. 共生
3. 啓発

を 3 つの柱とし、7 つの基本方針からなる将来構想の枠組みが決定しました。

現在まで、7 つの基本方針に従って、様々な取り組みを行ってきましたが、策定から 10 年以上が経過したため、これまでの取組実績の検証及び評価を行い、改めて具体的施策を検討、協議することとしました。

このことから、令和 3 年 10 月 28 日に「星塚敬愛園将来構想実現に向けた協議会」（以下、協議会）を発足させました。

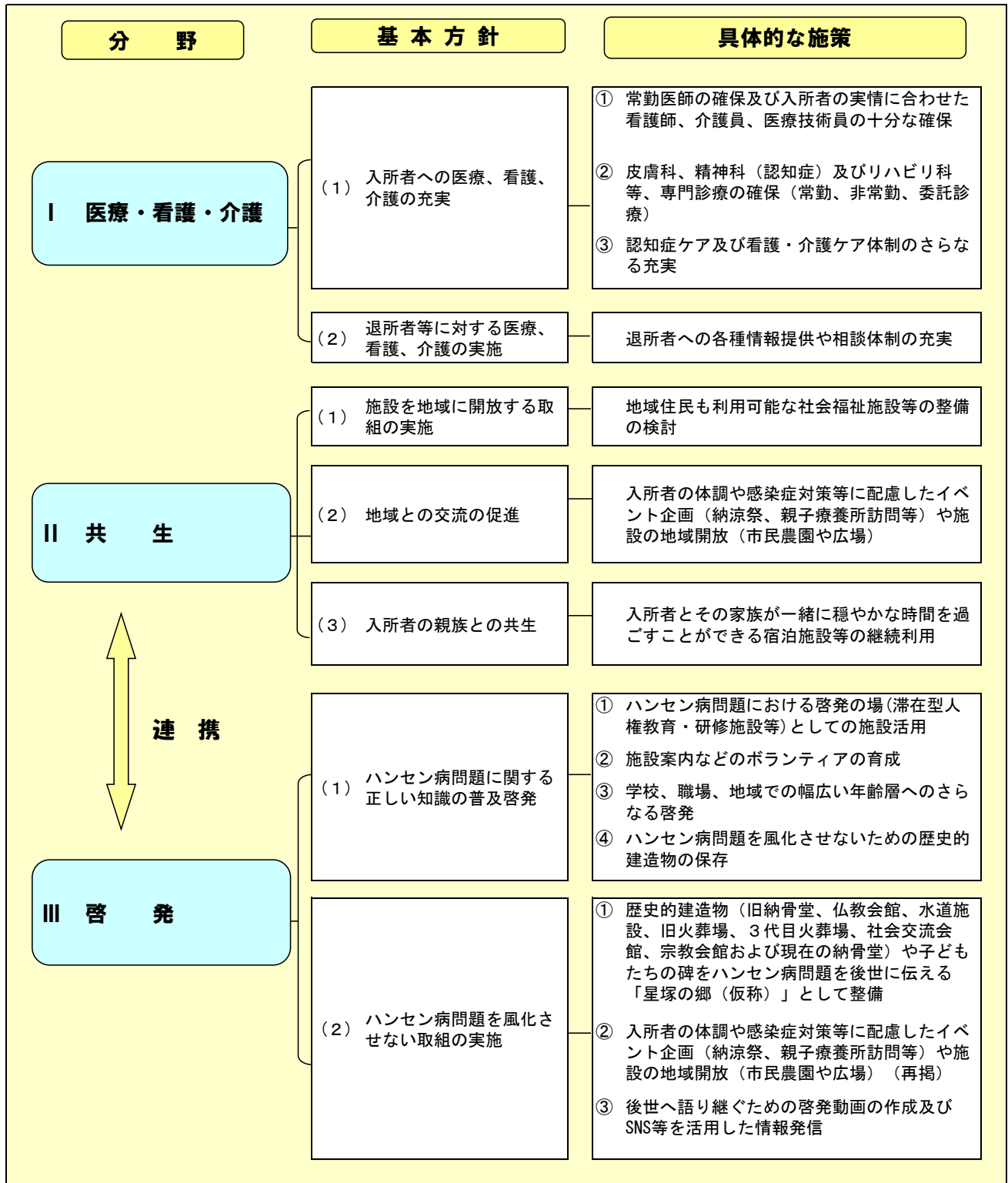
協議会で検討、協議した結果、園内の医療・看護・介護等の体制をさらに充実させ、入所者のみならず退所された方々へのサービス提供を充実させるとともに、地域との関わりや交流を大切にしながら入所者の方々がこれからも安心安全に、そして心穏やかな日々を送ることができるよう取り組むこととしました。

これに伴い、星塚敬愛園の将来構想についての一部見直し（改定）を行い、具体的な施策や積極的に推進すべき実施主体について整理を行いました。

本構想における目標期間は令和 5 年度から 5 年間とし、実施主体を中心に具体的な施策を推進していきます。

国立療養所星塚敬愛園将来構想体系図

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき、ハンセン病患者であった方等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができる社会の実現を目指します。



I 医療・看護・介護

1 基本方針

- (1) 入所者への医療、看護、介護の充実
- (2) 退所者等に対する医療、看護、介護の実施

2 現状

令和5年9月1日現在、星塚敬愛園の入所者は66名、平均年齢89.3歳となっています。

入所者の方は、高齢化に伴って心身の不安定度、不自由度が年々高まっており、医療・看護・介護サービスは更なる充実が望まれています。

医療については、専門性の高い診療において、園外の医療機関への委託診療体制が不可欠であり、鹿児島大学病院をはじめとする各医療機関との協力体制の維持及び確保が必要です。また、園内の診療については、常勤医師の確保に最大限努力するとともに、皮膚科、精神科、泌尿器科等の診療を引き続き受けられるように、非常勤医師による診療体制の継続が求められています。

看護、介護については、高齢化に伴う身体的・精神的な不安を抱えている入所者の方々が、安全・安心な日常を送ることが出来るように、認知症ケアの取組や必要な支援等を行うことが出来る看護・介護体制の一層の充実が望まれています。

また、退所された方々が園で入院診療できるように、平成25年4月から病床を確保し、現在まで運用していますが、今後も退所された方々が安心して、園で入院診療できる体制や相談体制の維持に努めていく必要があります。

3 今後の取組

入所者への医療、看護、介護の充実に係る取組として、引き続き、医師、看護師、介護員、医療技術員の確保及び皮膚科、精神科及びリハビリ科等の専門診療の確保について、各医療機関との協力体制等の継続に努めていきます。

また、認知症ケア及び必要な看護・介護体制の一層の充実に努めるとともに、退所された方々が園で入院診療できる体制や相談体制の維持についても、引き続き取り組んでいきます。

【具体的な施策及び実施主体】

基本方針	具体的な施策		実施主体					
			国	園	入所者	県	市	市民 (市民団体含む)
(1) 入所者への医療、看護、介護の充実	①	常勤医師の確保及び入所者の実情に合わせた看護師、介護員、医療技術員の十分な確保	◎	◎	○			
	②	皮膚科、精神科（認知症）及びリハビリ科等、専門診療の確保（常勤、非常勤、委託診療）		◎	○			
	③	認知症ケア及び看護・介護ケア体制のさらなる充実	◎	◎	○			
(2) 退所者等に対する医療、看護、介護の実施	退所者への各種情報提供や相談体制の充実		○	○		◎	◎	

◎積極的に推進する実施主体

○推進する実施主体

Ⅱ 共生

1 基本方針

- (1) 施設を地域に開放する取組の実施
- (2) 地域との交流の促進
- (3) 入所者の親族との共生

2 現状

これまで、毎年恒例の夏祭りやカラオケ大会、ゲートボール大会などの各種交流イベントを通じて、地域の方々との交流を積極的に実施してきましたが、入所者が高齢化することに伴い、これまでの内容、規模を継続しながらの交流イベントを開催することは、困難になっています。

今後の交流の在り方については、入所者の方々の負担にならないよう、一層、寄り添った取組が求められている一方、今後も施設を地域に開放する取組を積極的に進め、共生の場としての在り方を具体的に検討していく必要があります。

また、高齢化した入所者の方にとって、家族や親族との面会交流はとても重要な機会であるため、今後も親族等が利用できる宿泊施設を維持する必要があります。

3 今後の取組

平成 22 年 6 月に国立療養所星塚敬愛園将来構想を策定し、地域に開放する取組として、平成 29 年 11 月に当園の敷地に障害者支援施設「新樹楽園」を誘致し、地域との交流を促進してきました。

今後は、地域との交流の促進等について、これまでの取組を入所者の方々の負担とならないよう、下記の実施主体を中心に継続して取り組んでいきます。

【具体的な施策及び実施主体】

基本方針	具体的な施策	実施主体等					
		国	園	入所者	県	市	市民 (市民団体含む)
(1) 施設を地域に開放する取組の実施	地域住民も利用可能な社会福祉施設等の整備の検討	◎	◎	◎	○	○	
(2) 地域との交流の促進	入所者の体調や感染症対策等に配慮したイベント企画（納涼祭、親子療養所訪問等）や施設の地域開放（市民農園や広場）	○	◎	◎	○	○	○
(3) 入所者の親族との共生	入所者とその家族と一緒に穏やかな時間を過ごすことができる宿泊施設等の継続利用		◎	◎	○	○	○

◎積極的に推進する実施主体

○推進する実施主体

Ⅲ 啓発

1 基本方針

- (1) ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発
- (2) ハンセン病問題を風化させない取組の実施

2 現状

ハンセン病に罹患された方々は、これまで国の強制隔離政策により長い間、社会から偏見・差別を受けてきました。さらに偏見・差別の対象は家族まで及びました。そして、ハンセン病に対する社会の偏見・差別は「ハンセン病問題」として現在も存続しています。

星塚敬愛園では、ハンセン病問題に対する啓発活動の一環として平成 26 年 12 月に施設内に「社会交流会館～星塚の歴史～」が開館しました。そこでは、入所者の方々が実際に療養所内で使用されていた生活用具や、様々な写真、文書等の資料も展示されており、これまで 9,000 人以上の方々が来館されています。しかし、鹿屋市内の路線バスは、減少傾向にあり、鹿屋市及び星塚敬愛園を訪れる手段が少ないといった交通手段の確保の課題があります。

また、入所者や職員等による講話・講演を園内外で実施していますが、入所者の高齢化に伴って、講話を実際に行う方々が年々減少しています。今後は DVD による講話や SNS を活用した情報発信に取り組む必要があります。

さらに、ハンセン病問題を風化させないための歴史的建造物の選定について、関係機関と協議がされましたが、今後は具体的な保存方法等の検討が求められています。

3 今後の取組

入所者による講話が困難になりつつある状況から、これまでの講話等を収録した DVD を活用した啓発を行う等、ハンセン病問題に関する啓発を恒久的に実施できるよう、必要な取組を行っていきます。

また、国において、ハンセン病療養所内の慰霊施設・緑地空間・歴史的価値を持つ建造物や資料等を国の施設として永久保存するよう要請していきます。それらを活用し、人権研修の場としてハンセン病の歴史を後世に伝える体制の早期確立に取り組んでいきます。

【具体的な施策及び実施主体】

基本方針	具体的な施策	実施主体等					
		国	園	入所者	県	市	市民 (市民団体含む)
(1) ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発	① ハンセン病問題における啓発の場（滞在型人権教育・研修施設等）としての施設活用	○	◎	◎	○	○	○
	② 施設案内などのボランティアの育成		◎	○			○
	③ 学校、職場、地域での幅広い年齢層へのさらなる啓発	○			◎	◎	○
	④ ハンセン病問題を風化させないための歴史的建造物の保存	◎	○	○			
(2) ハンセン病問題を風化させない取組の実施	① 歴史的建造物（旧納骨堂、仏教会館、水道施設、旧火葬場、3代目火葬場、社会交流会館、宗教会館および現在の納骨堂）や子どもたちの碑を、ハンセン病問題を後世に伝える「星塚の郷（仮称）」として整備	◎	◎	◎	○	○	○
	② 入所者の体調や感染症対策等に配慮したイベント企画（納涼祭、親子療養所訪問等）や施設の地域開放（市民農園や広場）	○	◎	◎	○	○	○
	③ 後世へ語り継ぐための啓発動画の作成及び SNS 等を活用した情報発信	○	○	○	◎	◎	○

◎積極的に推進する実施主体

○推進する実施主体